

## 入札参加者各位へのお知らせ

令和 2 年 4 月 24 日  
浜松市財務部調達課

### 新型コロナウイルス感染症対策にかかる浜松市の入札等について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により全国を対象に緊急事態宣言が発令された状況の中、本市の入札案件について、以下の臨時的対応を実施するので、お知らせいたします。

#### 《御注意いただきたい点》

**この臨時的対応は、このお知らせ日以後、対応可能な入札案件から順次実施**します。

**臨時的対応の適用の有無は、入札案件ごとに異なる**ので、各入札等の公告文、指名通知書又は見積依頼書等の案内をよく御確認ください。

また、工事及び工事関連業務委託については、引き続き電子入札システムを利用していますが、システムが停止した場合等においては、以下の対応をお願いする場合があります。

#### 1 入札書等の事前提出及び郵送等による提出

入札書等の提出方法を、これまでの「①入札会場に持参して提出」する方法に加え、「②事前提出」及び「③郵送等による提出」の3種類とします。

なお、入札及び開札は、原則として入札会場を設けて行います。

提出方法	説明・必要書類
①入札会場に持参して提出	<ul style="list-style-type: none"><li>・通常の入札参加と同様。</li><li>・指定された入札執行日時に会場にて封かんした入札（見積）書、内訳書を提出。</li><li>・出席者が代理人の場合は委任状を合わせて提出。</li></ul>
②事前提出（入札執行日前に入札担当課で提出）	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>入札担当課が指定する期間内</u>に、入札担当課（調達課でない場合があるので注意すること）に、封かんした入札（見積）書、内訳書を持参して提出。</li><li>・代理人が持参する場合でも委任状は不要。</li></ul> <p><b>【事前提出の注意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①入札（見積）書等を提出した以降は、その引換え又は変更若しくは取消しをすることができません。</li><li>②窓口入札による入札参加者は、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、2回目の入札には参加できません。</li></ul>

③郵送等による提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送等の場合は入札担当課が指定する日までに必着。</li> <li>・郵送等の場合は、入札書を入札用封筒に入れ、更に入札用封筒を郵送用封筒に入れて送付する。</li> <li>・郵送用封筒には、①送付先（入札担当課の郵便番号・所在地・名称）、②件名、③入札者の郵便番号・所在地・名称を記入するほか、「入札書在中」又は「入札書及び内訳書在中」と記載すること。</li> <li>・郵送等方法は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便とする。</li> </ul> <p><b>【郵送提出の注意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①入札（見積）書等が浜松市に到達した以降は、その引換え又は変更若しくは取消しをすることができません。</li> <li>②郵便等による入札参加者は、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、2回目の入札には参加できません。</li> </ul>
-----------	---

## 2 十分な見積期間及び提出期間等を確保した入札スケジュールの設定

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、企業の活動に様々な制約が生じていることから、見積期間及び入札関係書類の提出期間等に配慮し、臨時的対応として入札等のスケジュールをこれまでよりも長期間とするよう努めます。

ただし、業務等の都合から対応が難しい案件があることをご承知ください。

### 入札等のスケジュールの目安

入札の種類	通常時の目安	臨時的対応時の目安	延長の目安
一般競争入札	公告日から起算して 17日目に入札執行	公告日から起算して 31日目に入札執行	14日
指名競争入札 (予定価格 500 万円以上)	指名通知日から起算して 12日目に入札執行 (見積期間 10 日間)	指名通知日から起算して 19日目に入札執行 (見積期間 17 日間)	7日
指名競争入札 (予定価格 500 万円未満)	指名通知日から起算して 7日目に入札執行 (見積期間 5 日)	指名通知日から起算して 14日目に入札執行 (見積期間 12 日間)	7日

### 3 その他入札にかかる関係書類等の提出方法等の変更

次の書類にかかる提出方法は以下のとおりといたします。なお、当該書類については臨時的対応として押印省略を認めます。

〔 入札参加資格確認申請書、入札参加意向申請書、入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求書、企画提案書（※）、仕様等に対する質問書 〕

提出形態	提出方法・必要書類
①入札担当課窓口にて提出する	・ <u>入札担当課が指定する日までに</u> 、入札担当課（調達課でない場合があるので注意すること）に持参して提出。 ・ 代理人が持参する場合でも委任状は不要。
②郵送にて提出する	・ 郵送の場合は、宛名を入札担当課（調達課でない場合があるので注意すること）とし、合わせて表側に「(送付する書類名) 在中」とし、裏側に入札参加者の住所・名称及び氏名を記載。 ・ 郵送の場合は <u>入札担当課が指定する日までに必着</u> とする。
③FAXにて提出する	・ <u>入札担当課が指定する日までに</u> 入札担当課（調達課でない場合があるので注意すること）に必着とする。
④電子メールにて提出する	・ <u>入札担当課が指定する日までに</u> 入札担当課（調達課でない場合があるので注意すること）に必着とする。

（※）企画提案書は、部数やサイズとの兼ね合いがあるため、原則として持参又は郵送で提出してください。ただし、入札担当課が認めた場合は FAX、電子メールによる提出も可とします。

### 4 契約後の新型コロナウイルス感染症による影響に対する入札参加停止措置等

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、様々な調達に遅れや支障が生じているため、案件に応じて納入遅延などの債務不履行による入札参加停止措置並びに遅延損害金、違約金及び損害賠償の請求を行わない臨時的特例措置をあらかじめ公告等で明示する入札を実施することといたします。

ただし、臨時的特例措置の対象となる理由は新型コロナウイルス感染症の影響による理由が明白な場合となります。

臨時的特例措置の詳細、手続き等は次のとおりとなります。

#### （1）工事・工事関連業務委託

受注者からの報告に基づき協議を行った結果、工事の一時中止や工期又は履行期間の延長が適切であると判断された場合、受注者の責めに帰すことができないものとし、契約書に基づき工事の一時中止や設計変更を行うとともに、必要に応じて請負代金等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行います。

なお、工事の進捗・現場の状況等により、前記の措置においても契約書に基づき約定解除をすることがあります。

#### (2) 物品購入

既に発注又は契約した案件においても受注者の報告に基づき新型コロナウイルス感染拡大の影響によるものと判断された場合は、下記「臨時的特例措置」の対象となります。

また、今後の発注案件においては、下記「臨時的特例措置」の対象とする場合と物品によっては納期厳守とした公告等で発注する場合がありますのでご注意ください。

#### (3) その他業務委託

既に発注又は契約した案件においても受注者の報告に基づき新型コロナウイルス感染拡大の影響によるものと判断された場合は、下記「臨時的特例措置」の対象となります。

また、今後の発注案件においては、下記「臨時的特例措置」の対象とする場合と業務によっては業務期間厳守とした公告等で発注する場合がありますのでご注意ください。

#### (4) 賃貸借

既に発注又は契約した案件においても受注者の報告に基づき新型コロナウイルス感染拡大の影響によるものと判断された場合は、下記「臨時的特例措置」の対象となります。

また、今後の発注案件においては、下記「臨時的特例措置」の対象とする場合と賃貸借によっては賃貸借期間厳守とした公告等で発注する場合がありますのでご注意ください。

臨時的特例措置	<p>あらかじめ公告等で明示した案件においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるものと判断された場合は、受注者の責めに帰すことなく納期（業務・賃貸借期間）の延長を行います。</p> <p>納期（業務・賃貸借期間）の延長となった場合は、納入日が確定した時点で変更契約を締結する。</p> <p>ただし、事業の進捗状況等により、前記の措置においても契約書に基づき約定解除をすることがあります。</p>
---------	---

### 5 契約後の新型コロナウイルス感染症による遅延等報告について

入札後、新型コロナウイルス感染拡大の影響による遅れや支障が生じた場合は、遅延等理由書を提出してください。

提出された遅延等理由書により、本市が遅延等の理由を新型コロナウイルス感染症の影響によるものと認めた場合には、当該遅延等に対して、入札参加停止措置並びに遅延損害金、違約金及び損害賠償の請求を行わないものとします。

【判断基準例】

新型コロナウイルス感染症の影響によるものとは…

- ・ 調達物品を製造する工事等の休止
- ・ 製造規模縮小による遅延
- ・ 流通の停滞による遅延
- ・ 落札者並びに契約に係る下請け事業所等の一時閉鎖
- ・ 落札者並びに契約に係る下請け事業所等従業員の感染
- ・ 落札者の判断による感染拡大防止のための営業中止、縮小（勤務体制の変更、移動の規制等）
- ・ その他これらに類するもの

《このお知らせに対する問い合わせ先》

浜松市財務部調達課（〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2）

電話：工事契約グループ 053-457-2176

物品購入グループ 053-457-2171

契約制度グループ 053-457-2173

FAX：050-3730-3713

メールアドレス：tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp